

熊本県教育委員会教育職員免許法認定講習等における 特別支援学校教諭免許状の取得方法等について

1. 特別支援学校教諭免許状とは（概要）

- (1) 従来の盲・聾・養護学校教諭免許状が、平成19年度より特別支援学校教諭免許状として一本化。
- (2) 特定障害についての専門性の確保の観点から、修得した単位数等に応じて、1又は2以上の教授可能な教育領域（特別支援教育領域）を定めて免許状を授与。

※特別支援教育領域・・・視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育領域

- (3) 免許状取得後、当該免許状に定められた教育領域以外の教育領域について単位を追加修得等した場合、免許状に教育領域を追加して定めることも可能。

<参考>既に、盲学校、聾学校又は養護学校教諭免許状を有している者について

既に取得した免許状の種類		(平成19年度より有することとみなされる免許状の種類)
盲学校教諭免許状	⇒	特別支援学校教諭免許状（視覚障害者に関する教育の領域）
聾学校教諭免許状	⇒	特別支援学校教諭免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）
養護学校教諭免許	⇒	特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）

2. 特別支援学校教諭二種免許状の取得方法について

現職の教育職員が特別支援学校教諭の免許状を取得するには、大きく分けて下記の2つの方法があります。

- ① 大学院や大学等に入学して免許状を取得する。
- ② 教育職員としての在職年数をもとに、各県教育委員会主催の認定講習や、通信制の大学等で6単位以上を修得し二種免許状を取得する。

ここでは、上記②の方法で二種免許状を取得する方法（教育職員免許法別表第7）について説明します。

(1) 基礎資格

- ① 小学校、中学校、高等学校、幼稚園の教諭のいずれかの普通免許状を有すること。
- ② 上記のいずれかの免許状を取得した後に、小学校、中学校、高等学校、幼稚園または特別支援学校のいずれかの学校において教育職員として常勤（非常勤の場合は常勤換算する）3年以上の在職年数があり、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を得ることができること。

※注 3年の在職年数には、産前産後休暇、育児休業などの休職期間や指導主事として勤務した年数、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員として勤務した年数は含まれないので注意してください。

(2) 単位修得方法

基礎資格となる各免許状を取得した後に、下記の内容を満たして、認定講習や通信制の大学等で6単位以上修得することが必要です。

免許法施行規則に規定する科目				最低修得単位数	
第 1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1 単位以上	
第 2 欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害	心理等に関する科目	1 単位以上	2 単位以上
			教育課程等に関する科目	1 単位以上	
		聴覚障害	心理等に関する科目	1 単位以上	
			教育課程等に関する科目	1 単位以上	
		知的障害	心理等に関する科目	両方を満たして 1 単位以上	
			教育課程等に関する科目		
		肢体不自由	心理等に関する科目	両方を満たして 1 単位以上	
			教育課程等に関する科目		
病弱	心理等に関する科目	両方を満たして 1 単位以上			
	教育課程等に関する科目				
第 3 欄	重複・発達領域　＋　5 領域のうち免許状に定められる領域以外の領域 （「心理等に関する科目」 及び 「教育課程等に関する科目」について修得）			左記の内容を満たして 1 単位以上	
合　　計				6 単位以上	

- ① 第2欄で最低修得単位数を満たした領域が免許状に定められることになる。
- ② 第3欄については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（**重複・発達領域**）のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての事項を含むものとする。
（＊詳細は「3. 第3欄の単位修得方法について」参照）
- ③ 特別支援学校教諭二種免許状取得後、取得した免許状に定められた教育領域以外の領域について、第2欄の単位を追加修得した場合、教育職員検定により免許状に新たな教育領域を追加することができる。
（「2. 特別支援学校教諭二種免許状の取得方法について（1）②」に記載している学校で1年以上の良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を得ることができる在職年数がある場合）

※ 上表中、「心理等に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の略称であり、「教育課程等に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略称である（以下同じ）。

3. 第3欄の単位修得方法について

- (1) 本年度の認定講習において、第3欄の単位を修得した場合に、第2欄で特別支援教育領域として定めた領域以外の全ての領域に関する内容

例) 知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域を免許状に定める場合

→第3欄で視覚障害者、聴覚障害者の内容を含んでいるため、第2欄の視覚障害者、聴覚障害者の単位修得は不要。

(2)「中心となる領域」及び「含む領域」

第2欄及び第3欄の科目には、1科目に複数領域の内容が含まれるものがある。各科目に含まれる領域の内容は、それぞれ「中心となる領域」または「含む領域」として明示されている。

- ① 「中心となる領域」として明示された領域
 - ・当該領域を定める第2欄の科目として領域追加の際に使用可能（重複・発達領域を除く）。
- ② 「含む領域」として明示された領域
 - ・当該領域について第3欄の内容を満たすことが可能（当該領域を定める第2欄の科目としては使用不可）。

例) 開設科目 科目番号9「**重複・発達障害児の心理と指導法**」

中心となる領域	重複・発達領域
含む領域	視覚障害者、聴覚障害者に関する教育領域

上記科目（1単位）を修得することによって、第3欄については、重複・発達領域、視覚障害者に関する領域、聴覚障害者に関する領域に関する領域の内容を満たすことになる。

第3欄については、1科目に含まれる領域数によって、修得方法が変わる。

例えば、

（中心となる領域：重複・発達領域、
含む領域：視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者）
として設定された科目があれば、第3欄の内容は当該科目のみで全て満たすことになる。

※ 単位修得方法の例については、別添の「熊本県教育委員会教育職員免許法認定講習における特別支援学校教諭二種免許状の単位修得例」を参照してください。

4. 平成18年度までに修得した単位の読み替えについて

平成18年度までに修得した盲・聾・養護学校教諭免許状取得用の科目（特殊教育に関する科目）については、次のとおり特別支援学校教諭免許状取得用の科目（特別支援教育に関する科目）として読み替えられます。

（1）「旧第1欄の科目」→「新第1欄の科目」

＜旧＞盲、聾、養護学校共通

特殊教育に関する科目	
第1欄	教育の基礎理論に関する科目

＜改正後＞特別支援学校

特別支援教育に関する科目	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目

（2）「旧第2欄、旧第3欄の科目」→「新第2欄の科目」

① ＜旧＞盲学校

特殊教育に関する科目	
第2欄	心理等に関する科目
第3欄	教育課程等に関する科目

＜改正後＞特別支援学校（視覚）

特別支援教育に関する科目	
心理等に関する科目	第2欄
教育課程等に関する科目	

② ＜旧＞聾学校

特殊教育に関する科目	
第2欄	心理等に関する科目
第3欄	教育課程等に関する科目

＜改正後＞特別支援学校（聴覚）

特別支援教育に関する科目	
心理等に関する科目	第2欄
教育課程等に関する科目	

③ ＜旧＞養護学校

＜改正後＞特別支援学校（知、肢、病）

特殊教育に関する科目	
第2欄	心理等に関する科目
第3欄	教育課程等に関する科目

特別支援教育に関する科目		
心理等に関する科目	知的	第2欄
教育課程等に関する科目		
心理等に関する科目	肢体不自由	
教育課程等に関する科目		
心理等に関する科目	病弱	
教育課程等に関する科目		

※ 旧第2欄の科目（1単位）については、新第2欄の知的、肢体不自由又は病弱のいずれか1つの領域の科目（心理等に関する科目）として読み替える。

※ 旧第3欄の科目（1単位）については、新第2欄の知的、肢体不自由又は病弱のいずれか1つの領域の科目（教育課程等に関する科目）として読み替える。

5. 教育職員検定による特別支援学校教諭一種免許状への新教育領域の追加について

熊本県の教育職員免許法認定講習等では、特別支援学校教諭一種免許状用の科目としても単位を利用できる科目を開設しております。

ただし、今回の受講対象者は、特別支援学校教諭一種免許状については、有している特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）一種免許状に新教育領域の追加をしようとする方であり、既に特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）二種免許状を有していて一種免許状を取得しようとする方（上級免許の取得を目指す方）は対象外です。

特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）一種免許状に教育職員検定により新教育領域を追加する場合の要件及び必要単位は次のとおりです（教育職員免許法施行規則第7条第5項）。

＜必要な最低在職年数について＞

特別支援学校の教育職員（※）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明が必要となる（教育職員免許法施行規則第7条第5項第3号）。

※ 特別支援学校の教育職員としての勤務経験については、一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教育職員としての勤務年数に限られる。

＜教育職員検定による領域追加に必要な単位（教育職員免許法施行規則第7条第5項第1号）＞

領域を追加する免許状：特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）一種免許状

追加しようとする領域	領域追加に必要な単位
視覚障害者に関する教育の領域	4単位〔心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む〕
聴覚障害者に関する教育の領域	4単位〔心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む〕
知的障害者に関する教育の領域	2単位〔心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む〕
肢体不自由者に関する教育の領域	2単位〔心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む〕
病弱者に関する教育の領域	2単位〔心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む〕

① 第3欄科目として修得した単位の使用について

新教育領域の追加のために修得することが必要な単位は、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位をもってこれに替えることができる（教育職員免許法施行規則第7条第4項の準用（教育職員免許法施行規則第7条第6項））。

この場合、教育職員免許法施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目が最低修得単位数に不足することとなるときは、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

（例）大学卒業時に別表第1で取得した特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）（又は養護学校教諭一種免許状）に教育職員検定で視覚の領域を追加する場合（教育職員免許法施行規則第7条第1項の表）

<別表第1で特別支援学校教諭免許を取得した際の修得単位>

第1欄 特別支援教育の基礎理論 に関する科目	2単位
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	16単位 知的 6単位 肢体 6単位 病弱 4単位
第3欄 免許状に定められること となる特別支援教育領域 以外の領域に関する科目	5単位 視覚 1単位 聴覚 1単位 重複・発達 3単位
第4欄 心身に障害のある幼児、 児童又は生徒についての 教育実習	3単位

<領域追加の際の単位>

2単位
16単位 知的 6単位 肢体 6単位 病弱 4単位 視覚 3単位 + 1単位
5単位 視覚 0単位 聴覚 1単位 + 1単位 重複・発達 3単位
3単位

←視覚3単位を
新たに修得

←第3欄単位が
1単位不足する
ので新たに聴覚
又は重複・発達
に係る1単位の
修得が必要

←新教育領域の
追加のために使用

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得した者が、第3欄科目として視覚1単位、聴覚1単位、重複・発達3単位を修得していたような場合は、この者が更に視覚の領域を追加する場合には、取得が必要な視覚4単位について、第3欄科目として既修得の視覚1単位をもって替えることができ、第2欄科目としては残り3単位を新たに修得すればよいこととなる。その際、第3欄科目が1単位足りなくなるため、第2欄科目の聴覚、又は第3欄科目の重複・発達に係る単位を1単位修得することが必要になる。

② 二種免許状を有する者等の必要な単位数

(ア) 追加しようとする領域を定めた二種免許状を持っている等の場合

特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）一種免許状に新教育領域を追加する場合において、以下①～③のような場合には、一種免許状に当該領域を追加するために必要な専門性はすでに確保されていると考えられるため、二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける際にそれぞれ必要な単位数は既に修得したものとみなすこととされている（教育職員免許法施行規則第10条の2第4項）。

このため、下記①～③の場合においては、一種免許状に新教育領域を追加するために必要な単位数から、二種免許状に当該領域を追加するために必要な単位数を差し引いたものを修得すれば良いことになる。

- ① 当該領域を定めた二種免許状を所持している場合
- ② 当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合
- ③ 特別支援学校教諭の二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

(例) 特別支援学校教諭二種免許状（視覚障害）を有する者が一種免許状（聴覚障害）に視覚障害の領域を追加する場合

一種免許状に視覚障害の領域を追加するのに必要な単位数	二種免許状に視覚障害の領域を追加するのに必要な単位数	二種免許状（視覚障害）を有する者が一種免許状に視覚障害の領域を追加する場合に必要な単位数
視覚 4単位	視覚 2単位	視覚 2単位（4－2単位）

(イ) 追加しようとする領域を定めた二種免許状の授与を受けるために単位を修得している場合
更に、

① 当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した単位

② 二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位

を教育職員免許法施行規則第7条第3項に定める一種免許状に係る単位数に含めることができる。

ただし、同条第5項に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする（教育職員免許法施行規則第10条の2第5項）。

＜参考＞特別支援学校教諭二種免許状の単位を修得できる通信制の大学等について

※いずれの講習も5領域全ての単位が修得できるとは限りません。

修得可能な特別支援教育領域の単位については、開設者にお問い合わせください。

○ 放送大学熊本学習センター

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-40-1（熊本大学内） TEL 096-341-0860

学生募集要項の入手方法

- ・放送大学ホームページから請求
- ・電話から請求…上記学習センターまたは放送大学本部（TEL 043-276-5111）へ

○ 明星大学通信教育課程

〒191-8506 東京都日野市程久保2-1-1 TEL : 042-591-5115

○ 佛教大学通信教育部

〒603-8301 京都市北区紫野北花ノ坊町96 TEL 075-491-0239

○ 星槎大学通信教育課程

〒227-8522 神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8-80（横浜事務局） TEL 0120-82-2686

○ 国立特別支援教育総合研究所 免許法認定通信教育オフィス

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1 E-mail: y-tsushin@nise.go.jp（問合せはメールのみ）

○ 各都道府県教育職員免許法認定講習

定員に余裕がある場合等に他県の受講者を受け入れている場合があります。

各都道府県教育職員免許法認定講習担当にお尋ねください。

（各都道府県又は各都道府県教育委員会のホームページに情報が掲載されている場合もあります。）

□ 教育職員免許状取得に関する問い合わせ先

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

教員免許制度班 免許授与担当

〒862-8609（教育庁専用番号 住所記載不要）

TEL 096-333-2691（直通）

FAX 096-383-3915